

第4章 介護保険事業計画

施策Ⅲ 介護予防等の推進

施策Ⅳ 在宅介護サービスの基盤整備

施策Ⅴ 在宅介護サービスの質的向上

施策Ⅵ 施設介護サービスの基盤整備

施策Ⅶ 施設介護サービスの質的向上

施策Ⅲ 介護予防等の推進

(1) 介護予防の継続的な推進

高齢者が要支援・要介護状態になることの予防から、要支援・要介護認定者の重度化防止までの介護予防を切れ目なく推進していきます。

(2) 要支援認定者・事業対象者に対する施策

介護予防・生活支援サービスの充実

多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスを提供できます。

①訪問介護事業（旧介護予防訪問介護）

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支え、地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合に、ホームヘルパーによる日常生活上の支援や家族の援助などを行います（平成 29 年度に介護給付から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました）。

■訪問介護事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用件数	—	—	2,245 件
給付額	—	—	41,279 千円

※各年度末現在（平成 29 年度は 9 月末現在）

②通所介護事業（旧介護予防通所介護）

デイサービスセンター等の施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上）が受けられます（平成 29 年度に介護給付から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました）。

■通所介護事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用件数	—	—	1,704 件
給付額	—	—	43,337 千円

※各年度末現在（平成 29 年度は 9 月末現在）

③通所型介護予防事業（通所型サービスC）

介護予防が必要な事業対象者が居宅に置いて自立した生活を維持することを目指し、運動器の機能向上などを目的とした専門職等による通所型介護予防事業を展開します。

能代地域では、ゆうあい健康教室で複合的な介護予防教室を実施しています。二ツ井地域では、筋力トレーニング教室など下肢の筋力低下予防をメインにしながら、口腔機能の向上、栄養指導など行っています。

また、在宅の事業対象者へ、一人ひとりにあった、運動機能の低下防止や運動器の機能向上を目指した教室を開催しております。

■通所型介護予防事業の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数	175 回	167 回	51 回
参加実人数	488 人	543 人	175 人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

■通所型介護予防事業の実施状況（運動器機能向上）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数	64 回	157 回	45 回
参加実人数	33 人	89 人	66 人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

④食の自立支援事業（配食サービス）（再掲）

一人暮らし世帯等で調理が困難な事業対象者等に、栄養改善指導と安否確認を兼ねて週3回夕食を宅配します。

■食の自立支援事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数	102 人	98 人	115 人
延べ配食数	9,469 食	9,255 食	7,023 食

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○食生活の改善、安否確認のために制度を維持します。

⑤介護予防支援事業（ケアマネジメント）

要支援認定者・事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業利用に当たり、介護予防サービス計画を作成するとともに、適切なサービスが確保されるようマネジメントします。

(3) 高齢者等に対する施策

①一般介護予防事業の実施

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的見知を有するものを生かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進していきます。

②介護予防が必要な高齢者の把握

本人、家族からの相談や訪問活動など、様々な機会を通して、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動へつなげていきます。

③高齢者健康相談

65歳以上の高齢者の心身の健康に関する個別の相談に応じ、心の健康相談や生活習慣病予防、寝たきり予防に関する必要な指導や助言を行います。

■高齢者健康相談の実績と実施見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談回数	6回	6回	14回
相談者数	259人	262人	347人

※各年度末現在（平成29年度は9月末現在）

○疾病の予防や健康づくりに関心のある高齢者も多いことから、事業の周知と相談体制の充実を図ります。

④青空デイサービス事業（再掲）

高齢者等に比較的軽易な農作業を体験してもらい、閉じこもりを防止し、生きがいと健康づくりや交流の場を提供する青空デイサービス事業を実施します。

■青空デイサービスの実施状況

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	実施回数	会員数	延べ参加者数	実施回数	会員数	延べ参加者数	実施回数	会員数	延べ参加者数
能代地域	13回	25人	252人	13回	24人	244人	9回	29人	239人
二ツ井地域	12回	15人	136人	12回	12人	109人	9回	6人	47人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○既存の農地等を利用しながら、実施団体や指導者、参加者の輪を広げ、市民の自主的な活動を促進します。

⑤高齢者健康教育

65 歳以上の高齢者を対象に、「介護予防」、「認知症予防」、「心の健康づくり」などをテーマとした健康教室を保健師等が地域に出向いて開催します。自身での健康管理や地域での介護予防・健康保持に対する支援・普及啓発の推進を図ります。

■高齢者健康教育の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	6回	5回	2回
参加者数	86人	85人	118人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○事業の周知と相談体制の充実を図ります。

⑥高齢者の生きがいと健康づくり事業

高齢者の生きがいと社会参加を促進し、高齢者の孤独感を解消するため、趣味講座、スポーツ大会、作品展、芸能発表等の事業を行い、高齢者の参加を促します。

■高齢者の生きがいと健康づくり事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	4,434 人	5,115 人	3,443 人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

⑦家族介護支援事業

家族を在宅で介護している者同士の支え合いと交流研修の場を提供し、介護者の声を聞きながら支援を行っています。

■家族介護者の集い

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	15 回	16 回	5 回
延べ参加者数	313 人	350 人	111 人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○自主的な活動団体の育成に努めます。

⑧家族介護用品支給事業（再掲）

おむつ使用者を介護する家族に、助成券を交付し、おむつ等の購入費の全部又は一部を助成します。

■家族介護用品支給事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
交付者数	1,287 人	1,345 人	1,284 人
利用券利用枚数	9,696 枚	10,276 枚	5,630 枚

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○家族の負担軽減のため、制度を維持します。

⑨徘徊高齢者家族支援サービス事業（再掲）

徘徊探知機能を有した機器を、家族が購入する場合に、その初期費用を助成します。
（初期費用：機器代、加入手数料。使用料は利用者負担。）

■徘徊高齢者家族支援サービス事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	0 件	2 件	0 件
助成金額	0 円	15,120 円	0 円

※各年度末現在（平成 29 年度は 9 月末現在）

○利用者数が減っており、事業の周知に努めるとともに、認知症対策とあわせて、事業のあり方について引き続き検討します。

⑩地域自立生活支援事業（配食サービス）（再掲）

一人暮らし世帯等で調理が困難な高齢者（介護予防・生活支援サービス対象者以外）を対象に、栄養改善指導と安否確認を兼ねて週 3 回夕食を宅配します。

■地域自立生活支援事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数	65 人	67 人	23 人
延べ配食数	6,913 食	6,440 食	1,407 食

※各年度末現在（平成 29 年度は 9 月末現在）

○食生活の改善、安否確認のために制度を維持します。

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の分析・評価及びサービス量の推計

平成29年度実施した介護予防・日常生活支援総合事業について、新たな生活支援サービス等の実施を目指します。また、事業の分析・評価により効果的で効率的なサービスとなるよう内容の見直しも行いながら、事業の充実に努めてまいります。

①介護予防・生活支援サービス事業

これまで、訪問型サービス、通所型サービス、配食サービス、介護予防ケアマネジメントに取り組んでおり、通所型サービスC（短期集中予防サービス）を実施しています。

・訪問型サービスの利用者数推計

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問介護	420人	420人	420人

・通所型サービスの利用者数推計

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所介護	310人	310人	310人
通所型サービスC (短期集中予防)	200人	200人	200人

・生活支援サービスの利用者数推計

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
食の自立支援事業	110人	120人	130人

②一般介護予防事業

介護予防把握事業では、ニーズ調査情報等から何らかの支援を必要とする高齢者を早期に把握し、介護予防活動へつなげています。

介護予防普及啓発事業では、介護予防教室を各地域で随時開催しています。

地域リハビリテーション活動支援事業では、理学療法士による指導も行っています。

施策Ⅳ 在宅介護サービスの基盤整備

(1) 要支援者に対する介護予防サービスの充実・強化

高齢者の増加とともに要介護認定者の割合も高くなっています。介護の中重度への移行を抑えることは、介護給付費の上昇鈍化にもつながりますので、効果的な介護予防サービスが提供されるよう、地域包括支援センターにおいて適切な介護予防プランの作成に努めます。

効果的な介護予防ケアマネジメントの実行に当たっては、要支援者やその家族、サービス提供事業者と、自立支援の理念や介護予防の重要性を共有することが重要です。地域包括支援センターでは、様々な機会を捉え啓発・連携を図ります。

①介護予防サービス（予防給付による居宅サービス・地域密着型サービス）

サービス名称	サービス内容
1 介護予防 訪問入浴介護	居室に浴室がなく、感染症などの理由により、その他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、巡回入浴車が家庭を訪問し、家庭での入浴介助を行います。
2 介護予防訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師などが家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話などを行います。
3 介護予防 訪問リハビリテーション	居宅でできる生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、作業療法士や理学療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、機能訓練を行います。
4 介護予防 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
5 介護予防 通所リハビリテーション	老人保健施設や病院等で、機能訓練、食事や入浴などの日常生活上の支援を行うほか、その人の目標にあわせた選択的サービス（運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上）が受けられます。
6 介護予防 短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
7 介護予防 短期入所療養介護	老人保健施設や病院等に短期間入所し、医学的管理のもとに介護予防を目的とした日常生活上の看護や支援、機能訓練等が受けられます。
8 介護予防特定施設 入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入所している高齢者が介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けられます。
9 介護予防 福祉用具貸与	福祉用具のうち介護予防に資するものについてレンタルします。

サービス名称	サービス内容
10 特定介護予防福祉用具販売	介護予防に資する入浴や排泄などレンタルには適さない用具については、購入費を支給します。
11 介護予防住宅改修費	段差を解消したり、手すりを取り付けるといった小規模な改修に対して20万円を上限に費用が支給されます。
12 介護予防支援	地域包括支援センターが、利用者の希望を取り入れながら介護予防ケアプランを作成し、サービス事業者との連絡調整を行います。
(地域密着型) 13 介護予防認知症対応型通所介護	認知症で要支援の高齢者が、デイサービスセンターなどで介護予防を目的として日常生活上の世話や機能訓練などを受けます。
(地域密着型) 14 介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、介護予防を目的として入浴、食事等の介護、機能訓練等を行います。
(地域密着型) 15 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症で要支援の高齢者が、少人数で共同生活しながら、介護スタッフから介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練を受けます。

(2) 中重度を支える在宅サービスの充実・強化

高齢者の人口が増加していますが、特に後期高齢者人口が増加し、長寿化とともに介護の中重度化が進んでいます。中重度になっても、住み慣れた自宅や、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅で生活できるような対応が必要になります。

第6期計画期間中に特定施設入居者生活介護の整備をしており、サービスの必要量がおおむね整備されていると考えられるため、第7期計画には整備を見込まないこととします。また、国が勧めている定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護などについては、計画期間中に各サービスのニーズやサービス提供事業者の実態等を把握しながら、第8期計画に向けて基盤整備を検討していきます。

①居宅サービス（介護給付） ※広域的にサービスを受けることができます。

サービス名称	サービス内容
1 訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し、日常生活上の介護や家事の援助などを行います。
2 訪問入浴介護	巡回入浴車が家庭を訪問し、家庭での入浴介助を行います。
3 訪問看護	看護師や保健師が家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

サービス名称	サービス内容
4 訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、機能訓練を行います。
5 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
6 通所介護	デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、機能訓練などが日帰りで受けられます。
7 通所リハビリテーション	老人保健施設や病院等で、機能訓練、食事や入浴などの支援が受けられます。
8 短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練などが受けられます。
9 短期入所療養介護	老人保健施設や病院等に短期間入所し、医学的管理のもとに日常生活上の看護や介護、機能訓練等が受けられます。
10 特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所し、食事・入浴・排泄の介助や、機能訓練などが受けられます。
11 福祉用具貸与	車いすやベッドなど日常生活の自立を助ける用具をレンタルします。
12 特定福祉用具販売	入浴や排泄などレンタルには適さない用具については、購入費を支給します。
13 住宅改修費	段差を解消したり、手すりを取り付けるといった小規模な改修に対して20万円を上限に費用が支給されます。
14 居宅介護支援	ケアマネジャーが、利用者の希望を取り入れながらケアプランを作成し、サービス事業者との連絡調整を行います。

②地域密着型サービス（介護給付） ※住所地の市町村のサービスに限られます。

サービス名称	サービス内容
1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。
2 夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活を送れるよう、夜間の巡回や通報システムにより、ホームヘルパーが日常生活上の介護や家事の援助などを行うサービスです。
3 認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、デイサービスセンターなどにおいて食事、入浴、日常動作訓練などが受けられます。
4 小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、入浴、食事等の介護、機能訓練等を行います。

サービス名称	サービス内容
5 認知症対応型 共同生活介護	認知症の高齢者などが、少人数で共同生活しながら、介護スタッフから日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。
6 地域密着型特定施設 入居者生活介護	有料老人ホームなどの特定施設のうち、入居定員が 29 人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。
7 地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	要介護3以上の認定を受けた方を対象とする定員 29 人以下の小規模特別養護老人ホームで、地域内の利用者を中心に入所サービスを提供する施設です。(要介護1・2の方でも特例的に入所が認められる場合があります。)
8 看護小規模多機能型 居宅介護	要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて提供する複合型事業所において、看護と介護サービスを一体的に提供するサービスです。
9 地域密着型通所介護	定員が19人未満の小規模な通所介護事業所に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などの介護サービスを日帰りで受けられます。

(3) 居宅系サービス量の推計

①居宅サービス

居宅サービスの量の推計に当たっては、国が提供している「見える化」システムを活用し、平成27年度から29年度にかけての認定率や利用率の伸び及び政策的な判断を基に、今後のサービス利用の推移を見込みました。

【介護予防サービス（予防給付）】

●介護予防サービス（予防給付）の実績と見込み

		実績			計画期間			平成 37年度	
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度		
1	介護予防 訪問入浴介護	回数	0.8	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
		人数	0	1	0	0	0	0	
2	介護予防訪問看護	回数	118.8	165.4	182.1	218.3	242.4	275.4	454.5
		人数	25	28	25	25	24	24	25
3	介護予防訪問 リハビリテーション	回数	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	1	0	0	0	0	0	0
4	介護予防 居宅療養管理指導	人数	7	5	2	0	0	0	0
5	介護予防通所 リハビリテーション	人数	26	25	30	31	30	31	33
6	介護予防 短期入所生活介護	日数	145.2	108.9	121.8	197.2	220.0	255.0	386.5
		人数	15	13	13	18	18	18	18
7	介護予防短期入所 療養介護(老健)	日数	3.8	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	1	1	0	0	0	0	0
8	介護予防短期入所 療養介護(病院)	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0	0	0
9	介護予防 福祉用具貸与	人数	116	137	143	147	146	148	152
10	特定介護予防 福祉用具販売	人数	7	5	11	14	15	14	49
11	介護予防 住宅改修費	人数	6	4	13	14	13	13	13
12	介護予防特定施設 入居者生活介護	人数	14	12	14	14	15	16	26
13	介護予防支援	人数	663	665	277	402	396	398	410

※回(日)数は一月当たりの数、人数は一月当たりの利用者数

【介護給付】

●居宅サービスの利用実績と見込み

		実績			計画期間			平成 37年度	
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度		
1	訪問介護	回数	13,371.1	14,956.3	17,496.3	19,158.5	20,836.9	22,245.3	25,804.8
		人数	528	543	620	687	756	821	916
2	訪問入浴介護	回数	198	213	225	231.8	229.8	232.5	304.2
		人数	48	49	47	49	49	50	51
3	訪問看護	回数	747.9	992.0	1,730.1	2,057.6	2,423.6	2,872.2	4,525.1
		人数	114	137	207	211	218	228	238
4	訪問 リハビリテーション	回数	27.0	66.8	104.4	252.2	383.4	447.8	1,040.9
		人数	8	11	13	13	14	14	15
5	居宅療養管理指導	人数	43	41	42	44	44	50	56
6	通所介護	回数	7,920	6,792	7,764	8,419.2	8,981.8	10,242.5	9,620.4
		人数	774	651	744	765	792	853	844
7	通所リハビリテーシ ョン	回数	584.3	627.4	572.9	540.6	527.4	532.1	314.8
		人数	67	74	72	75	80	86	87
8	短期入所生活介護	日数	12,493.9	13,419.0	13,901.3	13,755.2	13,784.8	14,165.3	15,767.4
		人数	542	574	589	584	587	605	633
9	短期入所療養介護 (老健)	日数	11.6	22.0	19.3	8.4	4.9	2.0	0.0
		人数	2	3	4	3	4	4	0
10	短期入所療養介護 (病院)	日数	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0	0	0
11	福祉用具貸与	人数	560	601	687	696	719	752	773
12	特定福祉用具販売	人数	15	11	18	17	18	20	38
13	住宅改修費	人数	8	8	10	11	12	12	13
14	特定施設入居者 生活介護	人数	76	78	91	83	87	94	117
15	居宅介護支援	人数	1,596	1,687	1,835	1,832	1,899	1,984	2,072

※回(日)数は一月当たりの数、人数は一月当たりの利用者数

■見込量の確保のための方策

現状のサービス提供基盤で必要なサービス量はおおむね確保できます。利用動向を把握するとともに、事業者に対して適切な情報提供等を行いながら、中長期的な視野で介護保険事業運営を行い、サービス見込量の確保に努めます。

②地域密着型サービス

地域密着型サービスの量の推計に当たっては、国が提供している「見える化」システムを活用し、平成27年度から29年度にかけての認定率や利用率の伸び及び政策的な判断を基に、今後のサービス利用の推移を見込みました。

【予防給付】

●地域密着型介護予防サービスの利用実績と見込み

		実績			計画期間			平成 37年度	
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度		
1	介護予防認知症 対応型通所介護	回数	4.0	9.3	4.0	4.0	4.0	4.0	
		人数	1	2	1	1	1	1	
2	介護予防小規模 多機能型居宅介護	人数	21	20	24	23	35	26	43
3	介護予防認知症 対応型共同生活介護	人数	2	1	5	0	0	0	0

※回数は一月当たりの数、人数は一月当たりの利用者数

【介護給付】

●地域密着型サービスの利用実績と見込み

		実績			計画期間			平成 37年度	
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度		
1	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人数	0	0	0	0	0	0	
2	夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0	0	0	
3	認知症対応型 通所介護	回数	182.2	172.6	302.3	274.4	372.4	427.2	499.9
		人数	14	14	15	17	22	25	29
4	小規模多機能型 居宅介護	人数	113	107	113	124	128	162	146
5	認知症対応型 共同生活介護	人数	216	216	215	215	217	221	249
6	地域密着型特定施設 入居者生活介護	人数	0	0	0	0	0	0	0
7	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	人数	28	27	28	58	58	58	62
8	看護小規模多機能型 居宅介護	人数	0	0	0	0	0	0	0
9	地域密着型通所介護	回数	-	1,402.0	1,416.0	1,730.4	1,832.7	1,997.1	2,428.6
		人数	-	148	156	179	187	199	207

※回数は一月当たりの数、人数は一月当たりの利用者数

■見込量の確保のための方策

必要なサービス量はおおむね確保できます。利用動向を把握するとともに、事業者に対して適切な情報提供等を行いサービス見込量の確保に努めます。

本計画には新たな整備を見込まないこととしますが、国が勧めている定期巡回随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護については計画期間中に各サービスのニーズやサービス事業者の実態等を把握しながら、第8期計画に向けて検討していきます。

施策Ⅴ 在宅介護サービスの質的向上

(1) 介護従事者の人材確保及び資質の向上

①研修に関する情報提供

介護サービスに携わる人材の養成や就業後の質的向上のため、研修に関する情報提供を行います。地域密着型サービス事業所の職員については、計画的に研修に参加させ、資質の向上を図るよう事業者を指導し、サービスの向上を促します。

②研修会の実施

介護予防の効果を高めるため、介護予防従事者の研修会の実施を検討します。

③介護支援専門員との情報交換会等の開催

介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上や、知識・技術の向上のほか、困難事例の解決に向けた連携や情報共有などを目的し、研修テーマを決めた介護支援専門員との情報交換会を地域包括支援センターが中心となって開催します。

④介護従事者の人材確保にかかる県との連携

地域包括ケアシステムを構築し、介護サービスを充実していくに当たり、介護従事者の確保が必要となります。介護従事者の人材確保について県が策定する介護保険事業支援計画と連携を図っていきます。

(2) 介護事業者の指導監督等

①地域密着型サービスの实地指導及び集団指導の実施

地域密着型サービス事業所の实地指導及び集団指導を行い、適正なサービスの確保とさらなるサービスの向上を目指します。

②居宅介護支援事業所の指導監督

居宅介護支援事業所の指導監督を行い適切なケアマネジメントを推進するとともに、高齢者の自立支援に向け重要な役割を担う居宅介護支援事業所の介護支援専門員への支援の充実を図ります。

③事業者への情報提供の充実

实地指導等の結果や事故報告などの事例を紹介するなど、情報提供に努め、事業者の注意を促します。

(3) 介護保険制度の円滑な運用

①介護給付費の適正化

認定調査員等の研修の充実や相互の情報交換体制を充実するとともに、事業者指導体制の強化やケアプランの抽出点検等により、介護給付費の適正化を図ります。

介護給付適正化事業として、要介護認定・ケアマネジメント・介護報酬請求の各分野において効果があると見込まれる①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知からなる主要5事業を実施するのほか、⑥給付実績の活用に取り組みます。

■要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

直営の調査員の定期的な研修や、委託している調査の保険者による点検等により、適切かつ公平な認定調査の確保を図ります。

■直営調査員の研修及び情報交換の実施回数・委託調査の点検数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
直営調査員の研修等の実施回数	2 回	10 回	6 回
委託調査の点検（書面）	415 件	413 件	177 件
委託調査の点検（訪問）	1 施設	1 施設	1 施設

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

<目標>

- ・直営の調査員の研修や情報交換を定期的に行う（1 回/月）。
- ・委託している認定調査については書面による点検を全件数実施し、訪問（市内の施設）による点検を3年に1回行う。

■ケアプランの点検

国が策定する「ケアプラン点検支援マニュアル」を活用し、市内に住所のある居宅介護（介護予防）支援事業所を対象にケアプラン点検を行い、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を行います。

■ケアプラン点検件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ケアプラン点検件数	23 件	51 件	0 件

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

<目標>

年間 30 件以上のケアプラン点検の実施。

■住宅改修等の点検

住宅改修等の点検や福祉用具購入・貸与調査を行い、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修や福祉用具購入・貸与を排除し、適正な給付を図ります。

■住宅改修等の点検件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
住宅改修の点検件数	5 件	1 件	6 件
福祉用具購入・貸与に関する調査件数	5 件	2 件	4 件

※各年度末現在（平成 29 年度は 9 月末現在）

<目標>

- ①住宅改修の点検 年間 10 件以上
- ②福祉用具購入・貸与に関する調査 年間 10 件以上

■縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検、医療情報との突合等により、介護報酬の請求に誤りがないか確認を行い、適正な報酬請求を促します。

■縦覧点検・医療情報との突合件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
縦覧点検による過誤申立件数	34 件	15 件	9 件
医療情報との突合件数	352 件	341 件	0 件

※各年度末現在（平成 29 年度は 9 月末現在）

<目標>

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期入所生活介護利用 超過届出書の提出率	60%	80%	90%

■介護給付費通知

受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供の普及啓発を図るとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、過度なサービス利用の抑制効果を図るため、介護給付費通知を送付します。

■介護給付費通知送付数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付費通知送付数	6,660 件	7,096 件	3,443 件

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

<目標>

介護給付費通知を送付する（2 回/年）。

■給付実績の活用

国保連で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用し、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。

②低所得者への配慮

介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかったり、制限したりすることがないように、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度のほか、高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。

③苦情処理体制の整備

利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。また、県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などとの連携を強化し、苦情に対する相談・援助体制を整備します。

④情報提供の充実

サービスガイドやホームページの内容を充実し、これらを活用した広報活動のほか、利用者のサービス選択制度の周知や事業所情報の提供に努めます。また、各種会合や研修会への講師派遣など、様々な機会を捉えて、制度の周知を図ります。

(4) 在宅ケアの推進等

①医療・住まい等との連携

がんの末期状態や病气療養後などに、自宅で過ごしたいと思っている方が往診などの医療の確保が難しい状況から、転院や施設の入所で対応せざるを得ない状況にあります。医療との連携を深めながら住宅改修に対する補助制度や福祉用具の紹介・利用等を進め、在宅での生活支援に努めます。

また、サービス付き高齢者向け住宅などの整備によって高齢者の住まいに対する考え方も変わってきておりますので、整備動向等を把握し情報提供しております。

②虐待・身体拘束の防止等

高齢者の認知症による言動の混乱や身体的自立度の低下による介護負担、経済負担、心理的ストレスの増大が虐待などにつながるといわれており、特に介護が長期化している場合に多くなっています。

また、介護事業所での虐待・身体拘束等を防止するための相談・通報体制を整備するとともに、虐待防止マニュアルに基づき、高齢者の人格と尊厳を守ります。

施策Ⅵ 施設介護サービスの基盤整備

(1) 重度者に対する入所施設の整備

特別養護老人ホームのうち、能代山本広域市町村圏組合で運営している海潮園については、平成33年度に廃止されることとなっていますが、能代市において民間による建て替え整備を前提として、施設の設置主体、規模、設置場所、スケジュール等を検討しています。また、39年度に廃止予定の長寿園については、市全体の特養入所状況等を把握しながら、第8期以降の介護保険事業計画にて方向性を検討したいと考えております。

また、民間のサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの整備等による高齢者の住環境や介護環境の変化も考慮します。

①施設サービス※広域的にサービスを受けることができます。

サービス名称		サービス内容
1	介護老人福祉施設	常に介護が必要で自宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上必要な介護、機能訓練、療養上の世話を受けます。
2	介護老人保健施設	病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点を置いたケアが必要な方が入所します。
3	介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする方のための医療機関の病床です。国では、介護療養病床の廃止は平成29年度末を予定していましたが、6年間延長されました。
4	介護医療院	療養病床等に入院する要介護者の方が、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を受けられます。

②地域密着型サービス※住所地の市町村のサービスの利用に限られます。

サービス名称		サービス内容
1	地域密着型 介護老人福祉施設入所 者生活介護 (小規模特養)	入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

(2) 施設サービス量の推計

施設サービスの量の推計に当たっては、市内施設の整備量や、市外施設の利用状況を勘案し見込んでいます。

介護療養型医療施設については、国の動向が明らかとなっていないため、現状の整備量で見込んでいます。

【介護給付】

●施設サービスの実績と見込量

			実績			計画期間			平成 37年度
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
1	介護老人福祉施設	人数	235	227	238	228	228	228	285
2	介護老人保健施設	人数	263	247	236	236	236	236	290
3	介護医療院	人数				0	0	0	63
4	介護療養型医療施設	人数	92	87	85	83	83	83	

※人数は一月当たりの利用者数

●地域密着型サービスの利用実績と見込量（再掲）

			実績			計画期間			平成 37年度
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
1	地域密着型 介護老人福祉施設入 所者生活介護	人数	28	27	28	58	58	58	63

※人数は一月当たりの利用者数

■見込量の確保のための方策

小規模特養（定員 29 人）が平成 30 年 3 月に開設されることや 6 期計画期間中に郡内の特養で増床が行われたことから、受け入れ体制は充実すると考えられます。

特別養護老人ホームの新規入所者は、原則、要介護 3 以上ですが、要介護 1・2 の方には、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合に市の関与の下、入所を認める特例入所制度を適切に運用します。

施策Ⅶ 施設介護サービスの質的向上

(1) 介護従事者の人材確保及び資質の向上（再掲）

①研修に関する情報提供

介護サービスに携わる人材の養成や就業後の質的向上のため、研修に関する情報提供を行います。地域密着型サービス事業所の職員については、計画的に研修に参加させ、資質の向上を図るよう事業者を指導し、サービスの向上を促します。

②介護従事者の人材確保にかかる県との連携

地域包括ケアシステムを構築し、介護サービスを充実していくに当たり、介護従事者の確保が必要となります。介護従事者の人材確保について県が策定する介護保険事業支援計画と連携を図っていきます。

(2) 介護事業者の指導監督等

①地域密着型サービスの实地指導及び集団指導の実施

地域密着型サービス事業所の实地指導及び集団指導を行い、適正なサービスの確保とさらなるサービスの向上を目指します。

②情報収集等による実態の把握

事業者の選定、指定更新に当たっては、有識者、市民等の意見も伺いながら、公正な審査を実施するほか、運営推進会議に職員を派遣することにより、実態の把握に努めます。また、県指定施設についても、情報収集に努めます。

③事業者への情報提供の充実

实地指導の結果や事故報告などの事例を紹介するなど、情報提供に努め、事業者に注意を促します。

(3) 介護保険制度の円滑な運用

①介護給付費の適正化

認定調査員等の研修の充実や相互の情報交換体制を充実するとともに、事業者指導体制の強化やケアプランの抽出チェック等により、介護給付費の適正化を図ります。

(実績及び目標については、「施策Ⅴ 在宅介護サービスの質的向上」に掲載)

②低所得者への配慮

介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかったり、制限したりすることがないように、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度のほか、高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。

③苦情処理体制の整備

利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。また、県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などとの連携を強化し、苦情に対する相談・援助体制を整備します。

④情報提供の充実

サービスガイドやホームページの内容を充実し、これらを活用した広報活動のほか、利用者のサービス選択制度の周知や事業所情報の提供に努めます。また、各種会合や研修会への講師派遣など、様々な機会を捉えて、制度の周知を図ります。

(4) ユニットケアの推進等

①個室ユニットケアの推進

施設介護サービスにおいても、入所者の意志及び人格を尊重しながらその自立を支援するため、在宅に近い居住環境である個室と共有空間からなる少人数のユニットごとに職員を配置し、入所者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重したケアを実施するため、個室ユニットケアを推進する必要があります。

②低所得者への配慮と従来型多床室でのケアの充実

施設の個室ユニット化に伴う居住費等の増額により、低所得者の施設入所が困難になることにも配慮し、多床室の必要性を含めて今後の施設整備のあり方を検討します。

③虐待・身体拘束の防止等

施設での虐待・身体拘束等を防止するための相談・通報体制を整備するとともに、虐待防止マニュアルに基づき、高齢者の人格と尊厳を守ります。

